

4) 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「厚生労働省大臣官房統計情報部（社会統計課）」や「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

5) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

6) 記録・帳簿書類

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨を報告しなければならない。

7) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

9) 再委託

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には、民間事業者が厚生労働省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「(4) 秘密の保持」及び「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置

を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

- オ 上記イからエに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- カ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

10) 請負内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務の更なる質の向上の推進、天災地変等の影響による調査不能客体の発生、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

11) 契約の解除等

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき
- イ 暴力団員を業務の統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により厚生労働省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を厚生労働省に納付しなければならない。

12) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省とが協議するものとする。

13) 著作権等の取扱い

- ア 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、厚生労働省が保有するものとする。
- イ 成果物に含まれる民間事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ウ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、民間事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者等が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場

合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- 1) 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
 - 2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者等が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を各年度の業務終了時までには履行できないときは、遅延賠償金として、各年度の業務終了時の翌日から起算した遅延日数に応じ、1日について契約金額に対し年1000分の50に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 実施状況に関する調査の時期
厚生労働省は、内閣総理大臣が評価（平成26年6月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、平成24年度及び平成25年度の業務終了時点における実施状況を調査するものとする。
- (2) 調査の実施方法
厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、8(1)の報告を基に、次の(3)調査項目の内容について民間事業者の実施状況を調査する。回収率等を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。また、調査客体への事後調査や照会の回答内容を調べることで、業務が適切に実施されたかを定性的に確認する。
- (3) 調査項目
 - 1) 回収率
 - 2) 実施経費（業務終了時点）
質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

(4) 意見聴取

厚生労働省は必要に応じ、民間事業者（再委託先を含む。）及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況の提出

厚生労働省は、本業務の実施状況等について、10(1)の評価を行うために、平成26年5月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

なお、厚生労働省は本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

1.1 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次の1)及び2)のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により、30万円以下の罰金に処されることとなる。

1) 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者。

2) 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者。

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

厚生労働省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、毎年業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 厚生労働省の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、「8 契約により民間事業者が高ずべき措置等」の「(2) 調査」により行うこととする。

(8) 民間競争入札落札者決定等に関する検討会の開催

厚生労働省は、民間競争入札における実施要項の策定や業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、厚生労働省及び外部有識者4名を構成員とする「社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査の評価に関する検討会」を開催することとする。

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における
民間競争入札実施要項別紙一覧

別紙1 評価項目一覧表

別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示

別添1 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図
(平成20年調査における実施方法)

別添2 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ
(平成22年調査における実施方法等)

別添3 民間競争入札実施事業 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査
の実施状況について(平成21・22年度分)

別添4 厚生労働省内部部局の組織図

別紙3 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における平成24～26年の施
設・事業所見込み数

別紙4 調査関係用品一覧

別紙5 調査対象施設・事業所名簿

別紙6 調査票等印字用プレプリントデータ(項目)

別紙7 調査票受付簿

別紙8 送信用封筒に封入する調査票及び調査関係用品一覧

別紙9 問い合わせ・苦情対応状況票

別紙10 照会状況票

別紙11 調査対象施設・事業所更新名簿

別紙12 督促状況票

別紙13 勤務体制表

参考1 各施設票、障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票 調査対象施設・事
業所一覧(福祉)

参考2 事業種別コード、事業所種別、調査票の種類 一覧(介護)

評価項目一覧表

企画書の目次			項目の区分	評価項目	評価の観点	得点配分			企画書の頁
大項目	中項目	小項目				必須基礎点	加 点	加 重	
1 事業実施計画									
	1.1	事業実施計画	1	・具体的な実施計画が示されているか。再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容及び業者、委託先との業務分担と再委託の必要性が明示されているか。	基本的な事業実施計画	3	-	-	
2 事業実施体制									
2.1	事業実績・資格		2	・3年以内に郵送調査業務についての実績があるか。	統計調査の実務実績	-	3	1	
			3	・統計調査業務の受託実績(客体数、回収率、調査方法の記載が必須)があるか。		-	3	1	
			4	・調査票約20万件を保管及び処理した実績はあるか。		-	3	1	
			5	・ISO9001の認証を取得しているか。取得…3点、未取得…0点	資格	-	3	-	
2.2	実施体制・役割分担		6	・本業務を遂行可能な人員が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。	基本的な組織体制	3	-	-	
			7	・厚生労働省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。	体制の柔軟性	3	-	-	
			8	・統計調査に精通した責任者であるか。(具体的、複数の担当実績の記載が必要)	統計調査の知識・経験	-	3	1	
	9	・調査対象施設・事業所にかかる情報を広く収集する能力を有しているか。		-	3	1			
2.3	設備・環境		10	・本業務を実施する場所(作業場所、調査票及び関係票品の保管場所等を含む)、設備環境(パソコン、電話・FAX等)について十分な体制が用意されているか。	基本的な設備環境、情報処理通信機器設備環境	3	-	-	
			11	・本業務が他の業務の影響を受けないよう、業務場所の独立性が確保されているか。		-	3	1	
2.4	研修		12	・研修計画が明示されているか。	研修計画	3	-	-	
			13	・研修のプログラム内容に、調査概要や調査票の内容、社会福祉制度や介護保険制度の概要、統計調査における基本的事項、守秘義務が含まれているか。	研修プログラム	3	-	-	
			14	・研修が実務に生かされるよう、自ら監視する体制があるか。(自ら監視した結果、担当者の変更に伴う適宜の研修の方策を準備しているか。)(自ら監視する方法として、客観的に定量的に計測できる機能等を有しているか。)		-	9	3	
		☆	15	・業務遂行に資する効果的な研修の工夫が具体的に明示されているか。(研修内容、その方法、補助教材の利用の工夫)		-	9	3	
2.5	セキュリティ対策		16	・セキュリティ対策が適切な内容(事故が起きた場合の対応及び処理方法、調査票の管理・運搬方法等を含む)となっているか。	基本的なセキュリティ	3	-	-	
			17	・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。	万全なセキュリティ	-	9	3	
			18	・プライバシーマークを取得しているか。取得…3点、未取得…0点	資格	-	3	-	
			19	・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得しているか。取得…3点、未取得…0点		-	3	-	
3 個別業務の実施方法									
3.1	調査対象名簿の作成		20	・実施体制、作業日程等が示されているか。	基本的手法	3	-	-	
			21	・データの作成作業の各工程で検証を通るためのデータチェック方法が示されているか。		3	-	-	
		☆	22	・正確性を高めるための独自の作業・審査方法が提案されているか。	正確性の確保	-	6	2	
3.2	調査関係用品の印刷・発送		23	・調査関係用品の印刷・発送の際、手順等実施方法が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆	24	・調査票の発送時に調査票の回収率を高める効率的な工夫が見られるか。	発送業務の質	-	3	1	
		☆	25	・調査票の再発送時に不足が発生しない工夫が見られるか。		-	3	1	
		☆	26	・宛先不明等の施設・事業所について、速やかに再発送するための効果的な工夫が見られるか(バーコードの活用等)。		-	9	3	
3.3	調査票の回収・受付		27	・回収、受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
			28	・オンラインによる調査等の幅広い提案があるか。	回収・受付業務の質	-	6	2	
			29	・受付情報が督促業務に迅速に反映される体制が整っているか。		-	3	1	
☆	30	・回収・受付業務を効率的に行うために効果的な工夫が見られるか。	-	3		1			
3.4	調査票の審査		31	・審査業務(個票審査)の手順等実施方法が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆	32	・データの正確性を高めるため審査・照会に効果的な工夫が見られるか。	審査・照会の質	-	9	3	
3.5	問い合わせ・苦情対応		33	・調査全般にわたる問い合わせや苦情の対応手順等(電話本数、要員の配置、運営方法)について示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆	34	・迅速かつ適切な対応を行う工夫が見られるか。また、増員等の対応が迅速(何日以内か、研修の方針も明示すること)に行うための工夫が見られるか。	苦情対応の工夫	-	12	4	
3.6	督促		35	・督促について時期、対象、実施方法、回数などが具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆	36	・効果的かつ効率的に回収を行うための工夫が見られるか。対象の特性を把握した督促など。	督促の運営と質	-	18	6	
3.7	調査票のデータ化		37	・データ入力(パンチ入力)における十分な体制(人数・入力機器の台数)が用意されているか。ベリファイできる機能・体制はあるか。	基本的手法	3	-	-	
			38	・調査票の電子画像データ化における十分な体制(人数・入力機器の台数)が用意されているか。また、電子画像データを任意に検索可能な機能を提供できるか。		3	-	-	
		☆	39	・パンチ入力データ、電子画像データの他工程での活用、対応する工程における効率化等に工夫が見られるか。	データ活用の工夫	-	12	4	
その他	☆	40	・その他、新規性、創造性、効果的な業務の実施方法が提案されているか。	創造性	-	18	6		
						48	156		
項目の区分：☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目						102	0	102	
価格と同等に評価できる項目						102	48	54	
技術点						204	48	156	
価格点						102			

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (契約額)
計(a)	人件費			
	非常勤職員			
	物件費			
	委託費	148,050	157,290	146,160
計(a)		148,050	157,290	146,160
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a) + (b)		148,050	157,290	146,160
(注記事項)				
<p>1. 業務の実施期間は、毎年6月から翌年3月までの9か月間。(平成21年度については調達手続きに時間を要し、8月からとなっている。)</p> <p>2. 業務に要した経費は、平成21年度に国庫債務負担行為(3年分)を活用し「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づく民間競争入札による、各年度の請負契約金額(税込)を計上している。</p> <p>3. 各年の経費の差は、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は周期調査となっており、業務量の変動したためである。</p>				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
社会福祉施設等調査		精密調査(調査項目の増加)	簡易調査	簡易調査
介護サービス施設・事業所調査		通常調査	通常調査 + 利用者票	通常調査
<p>4. 平成21年度は調達手続きの関係で約2か月遅れで委託を開始している。当該期間に行われるべき調査対象名簿作成業務は国が実施し、同業務に係る経費を差し引いたうえで委託を行っているため、経費が少なくなった。</p> <p>5. 平成21～23年度については、5月1日現在の客体で調査を行った。</p>				

2 従来の実施に要した人員				
<p>1. 平成21・22年度の民間事業者の実施体制は以下のとおり。</p> <p>なお、21年度は、調達手続きに時間を要したことから、調査対象施設・事業所名簿の作成については、委託対象としていない。</p>				
区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	参考 実施要項の項番
① 調査対象施設・事業所名簿の作成	社員		41人日	2(1)4)ア
	再委託	60人日	64人日	
② 調査関係用品の印刷 (プレプリントを含む)	社員	184人日	239人日	2(1)4)イ
	再委託			
③ 調査票・調査関係用品の封入・発送 (再発送を含む)	社員	18人日	20人日	2(1)4)エ
	再委託	216人日	206人日	
④ 問い合わせ・苦情対応、調査対象施設・事業所への照会	社員	177人日	123人日	2(1)4)オ
	派遣	1,001人日	855人日	
⑤ 調査票の受付・審査 (受付簿の作成、調査票仕分け、名簿更新含む)	社員	233人日	290人日	2(1)4)ウ、カ、キ
	派遣、パート	1,167人日	672人日	
⑥ 督促(はがき・電話)	社員	9人日	7人日	2(1)4)ク
	派遣、パート	—	15人日	
	再委託	533人日	20人日	
⑦ データ入力(調査票画像化含む)	社員	88人日	34人日	2(1)4)ケ
	派遣、パート	57人日	72人日	
	再委託	1,137人日	1,158人日	
<p>2. 民間事業者の実施体制の内訳にかかる変動要因について(主なもの)</p>				
<p>② 調査関係用品の印刷(プレプリントを含む)</p> <p>封筒の印刷について、21年度は定型外1種類のみとしていたが、22年度は定型と定型外の2種類作成したため、再委託の工数が増加した。</p>				
<p>④ 問い合わせ・苦情対応、調査対象施設・事業所への照会</p> <p>22年度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度に多く見られた問い合わせ内容を中心に、より実践に即したオペレーター研修の導入 ・問い合わせ内容のパソコンへの直接入力により効率化 ・オペレーター間の電話転送機能の導入 <p>により、大幅な効率化が図られ、派遣の工数が減少した。</p>				
<p>⑤ 調査票の受付・審査(受付簿の作成、調査票仕分け、名簿更新含む)</p> <p>22年度は、封筒を定型と定型外の二種類とし、開封機を複数導入したことにより、効率化が図られ、派遣、パートの工数が減少した。</p>				
<p>⑥ 督促(はがき・電話)</p> <p>21年度は電話による督促時点の未回収客体の全数に電話督促を実施したが、22年度においては実施経費抑制のため、対象を限定して実施したことにより、再委託の工数が減少した。</p>				
<p>⑦ データ入力(調査票画像化含む)</p> <p>22年度のパートスタッフが昨年の経験者であったため、派遣、パートスタッフ中心の作業に見直しを行ったことにより、21年度の社員中心の工数が、22年度は派遣、パートスタッフに移行した。</p>				

3 従来の実施に要した設備及び備品
<p>平成 21・22 年度は、民間事業者において準備した。</p> <p>施設：民間委託事業者の社屋内の一角（用途に応じて複数の部屋を確保） 設備・備品：電話（FAX）、コピー機、パソコン、プリンター、サーバー、LAN 設備、机、椅子 他（必要に応じて複数）</p>
<p>（注記事項）</p> <p>○ 事業を実施するために必要となる施設、設備・備品は、受託者（民間事業者）において準備する必要がある。</p>

4 従来の実施における目的の達成の程度	（回収率の単位：％）										
調査票別	国と民間事業者の実績			民間事業者の実績						上回らなければならぬ回収率	
	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度				
	客体数	回収数	回収率	客体数	回収数	回収率	客体数	回収数	回収率		
社会福祉施設等調査											
保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	20,623	20,609	99.9	19,978	17,706	88.6	12,391	11,086	89.5	80.0	
障害者支援施設等調査票	8,441	8,431	99.9	8,210	7,590	92.4	7,906	7,104	89.9		
児童福祉施設等調査票	11,043	11,003	99.6	6,878	6,464	94.0	6,836	6,406	93.7		
保育所調査票	24,026	24,008	99.9	23,714	22,960	96.8	23,812	22,313	93.7		
障害福祉サービス等事業所票	28,425	22,670	79.8	29,408	25,853	87.9	31,735	26,210	82.6	76.0	
介護サービス施設・事業所調査											
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	6,263	6,217	99.3	6,383	6,104	95.6	6,546	5,978	91.3	80.0	
介護老人保健施設票	3,551	3,501	98.6	3,606	3,450	95.7	3,692	3,377	91.5		
介護療養型医療施設票	2,410	2,383	98.9	2,255	2,101	93.2	2,118	1,893	89.4		
訪問看護ステーション票	6,250	5,979	95.7	5,902	5,561	94.2	6,053	5,437	89.8		
居宅サービス事業所（福祉関係）票	70,924	60,996	86.0	67,983	60,653	89.2	70,287	59,090	84.1	74.8	
地域密着型サービス事業所票	13,859	13,433	96.9	14,024	13,183	94.0	14,785	13,153	89.0	80.0	
居宅サービス事業所（医療関係）票	8,745	8,545	97.7	8,200	7,732	94.3	8,083	7,303	90.4	80.0	
介護保険施設利用者票							5,246	4,771	90.9	80.0	
訪問看護ステーション利用者票											
注：平成 21、22 年度の回収率に関して目標とする水準は 100%。											
（注記事項）											
○ 20 年度は「障害福祉サービス等事業所票」、「居宅サービス事業所（福祉関係）票」、「地域密着型サービス事業所票」の一部について、民間競争入札により事業を実施し、その他の調査票については都道府県、政令指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）の協力を得て調査を行った。											
○ 21 年度以降は、施設関係の調査票についても民間競争入札により事業を実施し、事業所関係の調査票と同様に、国から委託を受けた民間事業者から施設への直接郵送による配付・回収に変更された。これにより、全ての調査票（施設・事業所）が、直接郵送による配付・回収となった。											
○ 21 年度は電話による督促開始時点の未回収客体の全数に電話督促を実施したが、22 年度においては実施経費抑制のため、対象を限定して実施したことにより、21 年度に比べ 22 年度の回収率が保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票を除き低下している。											

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

- 別添1 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図（平成20年調査における実施方法）
- 別添2 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ（平成22年調査における実施方法等）
- 別添3 民間競争入札実施事業 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の実施状況について（平成21・22年度分）
http://www.mhlw.go.jp/topics/2011/06/dl/tp0630-4_1.pdf
- 別添4 厚生労働省内部部局の組織図（業務の検査監督部署）

（厚生労働省が実施していた際、事業の目的を達成する観点から重視していた事項）

- 都道府県・指定都市・中核市との連絡を密にし、全国会議や調査後に担当者との会議等を開催し、調査の実施における具体的な提案・問題点等について情報交換や検討を行い、よりよい統計になるよう努めていた。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、調査事項の記入内容についての質問が多いので、迅速・丁寧・正確に回答していた。
- 調査票の回収については、データ入力以降も、都道府県・指定都市・中核市の協力を得て、未回収の調査票の督促を行っていた。

（注意事項）

（平成21、22年度）

作業工程で、業務量の多い主なものは、以下の通り。

- 調査対象施設・事業所名簿の作成等（※本業務は平成22年度のみ）
 - ✓ 厚生労働省が地方公共団体から収集した名簿を、民間事業者へ提供し、不備修正、標準化、名寄せ、コード付けを実施。
 - ✓ 作成した名簿を加工し、調査票プレプリントデータを作成。
 - ・作業時期：22年6月21日から8月4日の約一ヶ月半
 - ・作業工数：41人日
 - ※ 本業務がスケジュールのとおり実施できた背景には、本業務が2年目からの業務であり事前準備に十分な時間的余裕を持って作業に取り組んだことが要因と考えられ、直接的な作業期間には現れない、作業内容の確認等の準備期間について考慮する必要がある。
 なお、名簿作成は、調査客体を把握・確定する重要な作業であることから、以下に示す各工程で厚生労働省の検証を受けながら、作業を進めた。
 - ア) 厚生労働省から提供する5月1日現在の施設・事業所名簿を基に施設・事業所の名称、法人名、所在地を標準化し、名寄せデータに加工するためのコード付け等を行う。
 - イ) 法人名・所在地により名寄せを行い、本業務に必要な別紙3「調査対象施設・事業所名簿」を作成する。また、社会福祉施設等調査と介護サービス施設・事業所調査の両調査が対象の施設・事業所の名寄せを行い、同一封筒にて送付可能な組み合わせ数を確定する。
 - ウ) 併せて、「調査票等印字用プレプリントデータ（項目）」の作成を行う。

○ 調査対象施設・事業所からの照会対応

- ✓ 厚生労働省が作成した「照会対応事例集」に基づき、問い合わせマニュアルを作成し、照会対応を実施。

	期間	件数	電話台数	オペレーター工数
21年度	10月1日～22年2月12日	10,576件	16台	441人日
22年度	9月27日～12月28日	13,440件	18台	461人日

※ 平成21年度の電話台数は、当初→13回線、11月中旬→16回線、1月以降→3回線と状況に応じ変更した。

○ 督促の状況と回収率の推移

- ✓ 督促の状況
 - ・21年度
 調査票投函期限（11月6日）前の10月29日に督促状の発送を行った。電話督促は、11月16日から12月2日の間に実施した。
 - ・22年度
 調査票投函期限（10月29日）前の10月18日と10月25日に督促状の発送を行い、調査票投函期限後の11月30日には厚生労働省が指示した施設（婦人保護施設、児童自立支援施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）を対象として督促状の発送を行った。
 電話督促は、はがき督促が概ね終了しつつある11月25日から、はがき督促の効果も見極めつつ、調査客体が少ないなどの理由により、厚生労働省が指示した施設（婦人保護施設、児童自立支援施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護等）を対象として、12月17日まで繰り返し督促を行った。

		平成21年度		平成22年度	
		実施時期	実施客体数	実施時期	実施客体数
はがきによる督促					
実施状況	1回目	10月29日	114,968 客体	10月18日	83,726 客体
	2回目			10月25日	29,956 客体
電話による督促					
実施状況（電話数）		11月16日～12月2日	35,122 客体（57,633 回）	11月25日～12月17日	173 客体（655 回）
回収に至った客体数			17,438 客体（督促数の49.6%）		111 客体（督促数の64.2%）
工数（はがき・電話、再委託を含む）					
			542 人日		42 人日

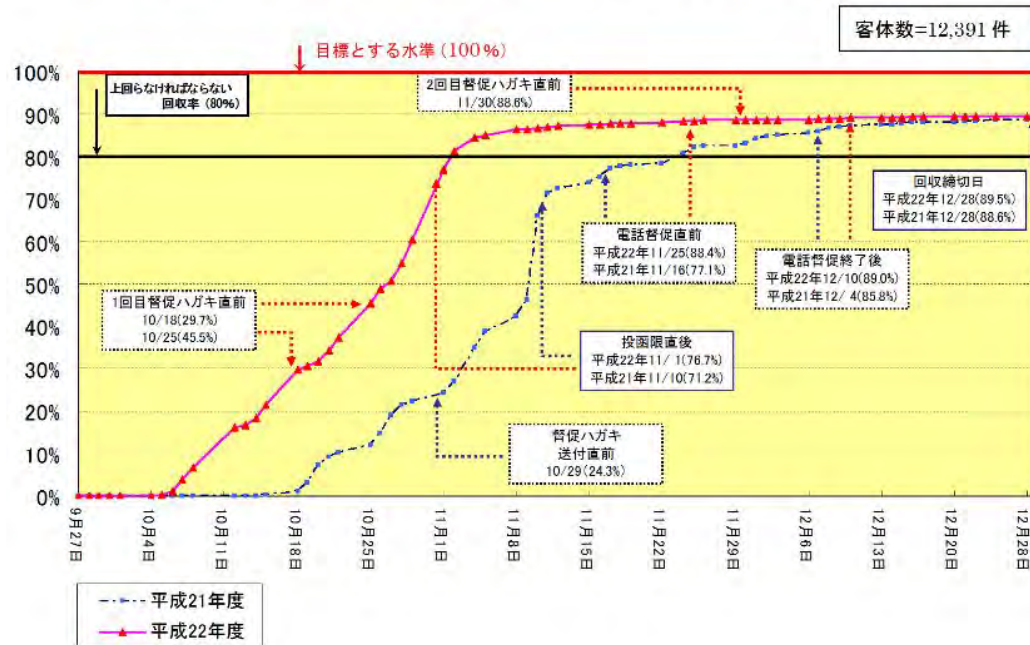
- ✓ 回収率の推移
 - ・21年度及び22年度ともに、すべての調査票共通で、調査票が本格的に返送され始めると、約1か月程度で上回らなければならない回収率を上回り、その後は緩やかな伸びとなった。

・なお、21年度及び22年度で回収率の推移に1週間程度の差が見られる要因は、調査票の発送時期に差が生じたためである。

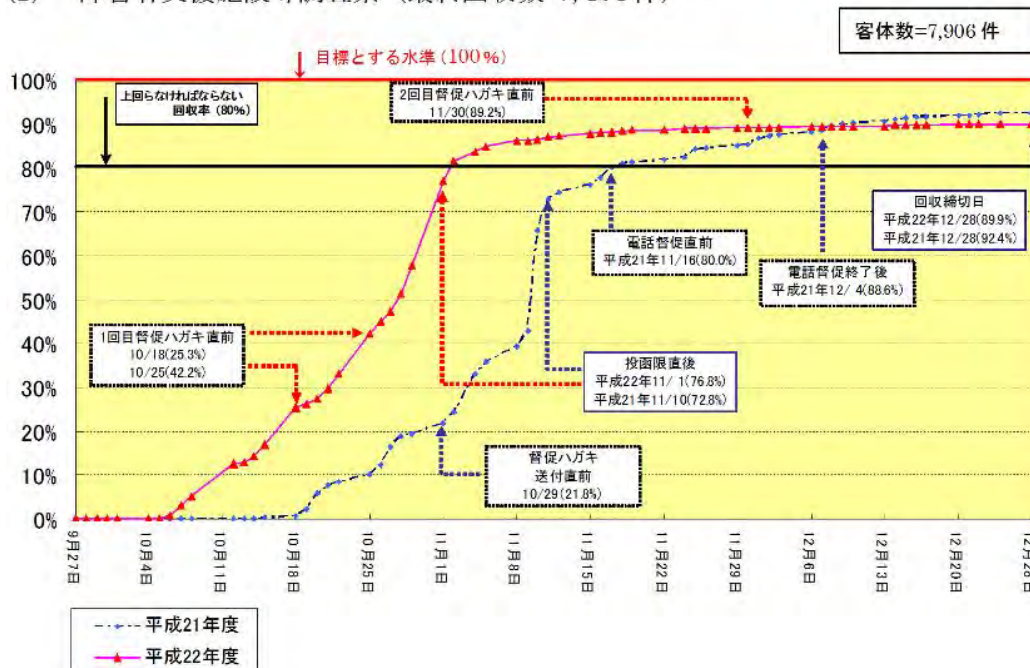
調査票別の回収率の推移は、以下の通り。(別添3 15~22頁 参照)

① 社会福祉施設等調査

(1) 保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票 (最終回収数=11,086件)



(2) 障害者支援施設等調査票 (最終回収数=7,104件)



(3) 児童福祉施設等調査票 (最終回収数=6,406件)

